

かがや地域情報の窓

川 俣 泰 様

お世話になっております。

先般ご依頼のありました、共催及び後援の申請にかかる書類と、ご参考までに共催及び後援に関する要綱を送付いたします。

要綱にもありますが、申請する場合は開催日の1月前までに書類の提出が必要です。また、市の広報に記事を掲載する場合は、掲載を希望する号の発行日（毎月1日と15日）の1月前までに原稿の提出が必要です。

何かご不明な点等ございましたらご連絡ください。

平成16年1月8日（木）

企画政策課 星野

電話 445-1141（内線 342）

鎌ケ谷市行事の共催及び後援に関する要綱

(平成10年3月26日 告示第23号)

メモ

(趣旨)

第1条 この要綱は、鎌ケ谷市が鎌ケ谷市以外のものと行事を共催し、又は鎌ケ谷市以外のものの行う行事を後援することに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 行事 展覧会、講演会、研究会、競技会その他の集会又は催しをいう。
- (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共催者としての責任の一部を担することをいう。
- (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、その開催を援助することをいう。

(承認の基準)

第3条 鎌ケ谷市は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす行事について、共催又は後援をすることができる。

- (1) 鎌ケ谷市の発展又は公共の福祉の増進に極めて有益であると認められるもの
 - (2) 鎌ケ谷市内又は鎌ケ谷市に隣接する地域において実施されるもの
 - (3) 行事を主催するものが、法人その他の団体若しくはその機関又はこれらの長であり、堅実な活動実績を有し、又は行事の遂行能力が十分であると認められるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる行事については、共催又は後援をしない。
- (1) 営利を目的とするもの
 - (2) 政治的目的を有するもの
 - (3) 宗教的目的を有するもの
 - (4) 公共の秩序又は風紀を乱すおそれがあると認められるもの

(申請の手続)

第4条 鎌ケ谷市の共催又は後援を申請しようとする者は、行事の開催日の1月前までに共催・後援承認申請書(別記第1号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、内容を審査し、承認、不承認を決定し、共催・後援決定通知書(別記第2号様式)により通知するものとする。

(申請の変更)

第5条 前条の規定により共催又は後援の承認を受けた者は、行事の実施に当たって変更が生じたときは、速やかに行事変更承認申請書(別記第3号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、内容を審査し、変更の承認を決定したときは、変更承認決定通知書(別記第4号様式)により通知するものとする。

(承認の取消し)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、共催又は後援の承認を取り消すことができる。

(1) 第3条第1項各号のいずれかに該当しなくなったと認めたとき

(2) 第3条第2項各号のいずれかに該当すると認めたとき

(3) 共催又は後援の承認の条件に違反したとき

2 市長は、前項の規定により共催又は後援を取り消したときは、共催・後援取消通知書(別記第5号様式)により通知するものとする。

(報告)

第7条 第4条第2項の規定により共催の承認を受けた者のうち特に市長が必要と認めた者又は同項の規定により後援の承認を受けた者は、当該行事が終了したときは、終了後14日までに行事实施報告書(別記第6号様式)を市長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に承認された行事の共催又は後援については、なお従前の例による。

別 記

第1号様式(第4条関係) 

第1号様式（第4条関係）

共催・後援承認申請書

年 月 日

鎌ヶ谷市長

様

住所（所在地）

申請者 氏名（名 称）

印

連 絡 先

下記行事の共催・後援を承認されるよう申請します。

記

1 申請の区分 （ 共 催 ・ 後 援 ）（いずれかを○で囲んでください。）

2 行事の名称

3 主 催 者 名

4 他の共催者・後援者名

5 行事の趣旨及び概要

6 日 程 及 び 開 催 場 所

日 程 平成 年 月 日 午 前 時 分～午 前 時 分
後 後

開催場所

7 参加予定者数及び参加の方式

参加予定者数 人

参加の方式

8 広告・ポスター・賞状等の有無（見本がある場合には、添付してください。）

9 収支予算 別紙1のとおり

10 そ の 他 別紙2・別紙3のとおり

[illegible]

・活動の目的

[illegible][illegible][illegible]

別紙 3

・ 行事運営委員等の名簿

[illegible]